



報道機関 各位

記者発表資料 平成29年6月12日（月） 問い合わせ先：障害支援課 担当：山田・佐藤 電話：829-1309 内線：3053
---

### 指定障害児通所支援事業者の行政処分について

児童福祉法第21条の5の23第1項の規定に基づき、平成29年6月9日に下記のとおり障害児通所支援事業者2者に対し、事業所の指定の一部の効力停止処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1. (1) 対象事業者

事業者名：合同会社 スマイルプロジェクト  
代表者名：山本 登志雄

#### (2) 対象事業所

事業所名：放課後デイサービス スマイルキッズ大宮  
所在地：大宮区堀の内町2-210-1  
指定年月日：平成28年7月1日  
サービスの種類：放課後等デイサービス

#### (3) 処分内容等

処分の内容：指定の一部の効力停止  
効力停止期間：平成29年7月1日から平成29年9月30日までの3月間  
における新規受入停止  
処分の理由：不正の手段により指定を受けたこと（法第21条の5の23第1項第8号）  
指定放課後等デイサービスの人員基準を満たしていないにもかかわらず、虚偽の申請書を作成し、その指定申請書を本市に提出し、不正に指定を受けたことが確認されたため。

#### 2. (1) 対象事業者

事業者名：一般社団法人 やまざくら福祉協会  
代表者名：内田 立蔵

## (2) 対象事業所

事業所名：児童デイサービスやまざくら

所在地：浦和区大東3-40-11

指定年月日：平成26年3月1日

サービスの種類：児童発達支援・放課後等デイサービス

## (3) 処分内容等

処分の内容：指定の一部の効力停止

効力停止期間：平成29年7月1日から平成29年9月30日までの3月間  
における新規受入停止

処分の理由：不正請求（法第21条の5の23第1項第5号）

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの利用定員及び給付費の算定について、利用定員を超えてサービスの提供を行い、さらに、1日の利用児の数が利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超えていたにも関わらず、所定単位数に乗じる割合で報酬を算定していなかったこと。また、利用定員を超えてサービスを提供した数名の利用児について、利用実績が無い別の日に給付費を算定していたことが確認されたため。

給付費の返還：今後、市において調査し、返還額を確定していく。

## 《参考》

### 「児童福祉法」

第6条の2の2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 (略)

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

第21条の5の23 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

(6)～(7) (略)

(8) 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第21条の5の3第1項の指定を受けたとき。

(9)～ (略)